

遠賀町災害時要援護者  
避難支援プラン

平成23年3月  
遠賀町

－目次－

1	避難支援プランの目的.....	1
2	災害時要援護者支援台帳の対象者.....	1
3	要援護対象者情報の収集の方法.....	2
4	避難支援体制（関係機関の役割分担等）.....	4
5	避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法.....	4
6	避難誘導の手段・経路等.....	5
7	避難所における支援方法.....	6
8	要援護者避難訓練の実施.....	7

## 1 避難支援プランの目的

近年、日本国内において異常気象による災害で多数の犠牲者が生じ、その内高齢者が占める割合が高いなど、避難に時間を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要である。

このため、高齢者や障害者など災害時の避難にあたって支援が必要となるその一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどの避難所等に避難させるかを定める災害時要援護者避難支援プラン（以下「避難支援プラン」という。）を策定する必要がある。

なお、要援護者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、日頃から要援護者関連施設の場所や在宅者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する必要がある。

この計画は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本町における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

## 2 要援護者支援台帳の対象者

災害時に防災関係機関等が事前に情報を把握しておくことにより、避難誘導や安否確認その他適切な救助活動を速やかに行うことを目的として、本人の同意を得た上で作成する要援護者支援台帳（以下「支援台帳」という。）を作成する。

支援台帳の対象者となる要援護者は、次の各号のいずれかに該当し、在宅者で災害時に自力で避難することが困難な者とする。

- (1) 65歳以上の単身世帯又は65歳以上の者のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態において、要介護3以上の判定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳で障害の程度が重度（総合判定A）の判定を受けた者
- (5) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第52条の規定により自立支援医療費（精神通院）の支給認定を受けているひとり暮らしの者

- (6)精神保健及び障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者
- (7)福岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に定める対象者で特定疾患医療受給者証を有する者
- (8)前各号のほか、災害時の避難等に際して登録を希望する者

なお、支援台帳の作成に当たっては、支援すべき要援護者の優先度を検討し、浸水想定地域など被災リスクの高い地域や孤立のおそれのある地域の者を重点的・優先的に進める。

### 3 要援護対象者情報の収集の方法

#### 1) 要援護対象者リストの作成

町は、支援プラン及び支援台帳の制度について、広報等で町民への周知を図り、関係課が保有する次に掲げる台帳・名簿を通じて、要援護者に関する基本的な情報（住所や氏名など）を関係課で共有した上で、「要援護対象者リスト」を作成するものとする。

- (1)住民基本台帳
- (2)身体障害者手帳交付台帳
- (3)療育手帳交付台帳
- (4)要介護認定者リスト
- (5)自立支援医療費（精神通院）支給認定者名簿
- (6)精神障害者保健福祉手帳交付台帳

なお、情報の把握は遠賀町個人情報保護条例第 8 条の規定に反しない限りにおいて、関係部局での共有に努める。

#### 2) 支援台帳の作成方法

支援台帳は同意方式と手上げ方式の併用により作成を行うものとする。なお、作成にあたっては、関係者が中心となって、要援護者本人、要援護者の家族、避難支援者、避難場所等について具体的に話し合いながら作成する。

避難支援者については、自主防災組織、民生委員・児童委員などの話し合いなどであらかじめ要援護者に紹介できる候補者を定めるとともに、避難支援者自身の不在や被災も考慮して複数の避難支援者を決めておく。

### ○同意方式

「要援護対象者リスト」に記載されている者に対し、支援台帳への登録の同意を呼びかけ、自らの「申し出」により登録するもの

### ○手上げ方式

広報、回覧等の案内や自治会及び民生委員・児童委員との連携した登録の推進により、支援台帳への登録を呼びかけ、自らの「申し出」により登録するもの

## 3) 支援台帳に記載する情報

支援台帳（様式第1号）には、次の要援護者の情報を収集して記載する。

- (1) 要援護者に関する事項：氏名、住所、行政区、生年月日、年齢、性別、電話、FAX、メール、要援護の区分
- (2) 家族等の連絡先に関する事項：氏名、要援護者との続柄、住所、電話、FAX、メール
- (3) 特記事項：避難誘導の際に必要な情報、予定避難先、その他
- (4) 避難支援者に関する事項：氏名、要援護者との関係、住所、電話、FAX、メール
- (5) 同意署名：要援護者、家族等及び避難支援者全員の同意署名

## 4) 支援台帳の共有・管理

災害発生時において要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、要援護者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要であるため、町、自治会、民生委員・児童委員、**自主防災組織**が支援台帳を1部保管するものとする。

なお、支援台帳は一人ひとりの要援護者を対象としていることから、要援護者の個人情報が多く含まれている。そのため、取り扱いにあたっては、情報の収集方法、管理方法、利用者やその利用目的等を限定するなど、厳格な管理を確保するための措置を講じ、誓約書等の提出により守秘義務を確保し、プライバシー保護に万全を期するものとする。

## 5) 支援台帳の更新・変更

支援台帳は、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

また、支援台帳に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

## 4 避難支援体制（関係機関の役割分担等）

### 1) 平常時の活動

平常時は、防災関係部局・福祉関係部局で横断的な連携を行い、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の参加を得ながら避難支援体制の整備に関する取組を進めていく。

#### （1）町の役割

- ①要援護者情報の共有化
- ②支援台帳の策定・変更・更新及び支援台帳登録の広報
- ③要援護者参加型の防災訓練の計画・実施
- ④自主防災組織の結成促進、避難支援者の充実強化

#### （2）自治会、民生委員・児童委員、避難支援者、自主防災組織の役割

- ①支援台帳登録への働きかけ
- ②支援台帳の修正情報を町へ提供
- ③要援護者に対する普段からの見守り体制の強化
- ④要援護者参加型の防災訓練への参加

### 2) 災害時の活動

災害時は、災害対策本部を中心に、防災関係機関等が連携して要援護者の支援にあたるものとする。

#### （1）町の役割

- ①避難準備情報等の発令・伝達
- ②避難誘導・安否確認・避難状況の把握
- ③避難所における支援

#### （2）自治会、民生委員・児童委員、避難支援者、自主防災組織の役割

- ①要援護者への避難準備情報等の伝達
- ②避難行動の支援
- ③避難所における要援護者の情報収集及び町への情報提供

## 5 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令・伝達方法

国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確化するものとする。判断基準は、災害ごと、具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定めるものとする。

さらに、町内の要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位

の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

情報伝達は、下記によって行う。

#### 1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、町から防災行政無線や広報車を活用して避難支援者等へ伝達する。また、発令された避難準備情報等が要援護者や避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の町民全員に確実に届くよう、町及び関係機関は、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

#### 2) 情報伝達手段

避難準備情報等の情報伝達については、地域ぐるみの情報伝達体制の整備を基本としつつ、町は多様な情報伝達手段の確保に努める。

#### 3) 情報伝達責任者の明確化

要援護者に対する情報伝達については、町に設置された災害対策本部総務連絡班が行う。

## 6 避難誘導の手段・経路等

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町（災害対策本部災害援助班）と地域住民等が連携し避難誘導を行う。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織の役割分担を明確にしつつ連携して、対応する。

また、要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩き、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

## 7 避難所における支援方法

### 1) 避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の環境整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、災害対策本部災害援助班が中心になり、区長をはじめとする自治会や民生委員・児童委員及び自主防災組織など、避難支援者の協力を得つつ、要援護者用相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に、女性も配置するなどの配慮を行う。また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障害者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であるので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、一般避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

### 2) 福祉避難所の指定

要援護者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を災害時に必要数を確保できるよう、要援護者情報をもとに施設の管理者と事前協定を行い、予め福祉避難所の指定を検討する。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター等の既存施設を活用することとする。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法について要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとする。

## 8 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、在宅の要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自治会や民生委員・児童委員及び自主防災組織が中心となり、災害時要援護者や避難支援者とともに、避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や要援護者、避難支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図る。

行政区 ( )

## 遠賀町災害時要援護者支援台帳

(兼登録(変更)申出書・同意書)

遠賀町長 殿

平成 年 月 日

私たちは、下記のとおり、遠賀町災害時要援護者支援台帳（以下、「支援台帳」という。）への登録または登録の変更を申し出るとともに、遠賀町、自治会及び民生委員・児童委員、自主防災組織が支援台帳を共有し、災害時あるいは災害発生の恐れがある場合の災害時要援護者支援活動及び災害時要援護者支援活動を円滑に行うための平常時の見守り活動に使用することに同意します。

申出者 (災害時要援護者)	フリガナ		性別	男・女	
	氏名 (※同意署名)			電話	
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳)	携帯		
	住所	〒 -	FAX		
			メール		
	要援護の区分	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 障がい(身体・知的) <input type="checkbox"/> 一人暮らし高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> その他( )			
特記事項 ※避難誘導等の際に必要な情報をお書きください	身体状況 ・視覚障害・聴覚障害・知的障害・認知症・難病(病名: ) ・歩行障害(車椅子 松葉杖 その他) ・その他( ) 移動時に必要な器具等 ・車椅子 ・可動式ベッド ・松葉杖 ・その他( ) 既往症( ) かかりつけの病院名・常用薬名( )			予定避難先	
				1	
				2	

申出者の家族等	フリガナ		続柄	電話
	氏名 (※同意署名)			携帯
	住所	〒 -		FAX
	フリガナ		続柄	電話
	氏名 (※同意署名)			携帯
	住所	〒 -		FAX
				メール

申出者の地域支援者	フリガナ		要援護者との関係	電話
	氏名 (※同意署名)			携帯
	住所	〒 -		FAX
	フリガナ		要援護者との関係	電話
	氏名 (※同意署名)			携帯
	住所	〒 -		FAX
				メール

※ 氏名欄への氏名の記入をもって同意署名とします  
 ※ 登録の変更の場合は、氏名、住所及び変更のあった欄のみご記入ください